

令和4年12月7日

被害■■■■・保護者に対する調査方針の説明等（6項目）について

1 調査の目的

■■■■に対するいじめの事実関係の調査、上尾市教育委員会及び上尾市立■■■■学校の対応の検証をする。

2 調査主体

上尾市いじめ問題調査委員会が主体となって調査する。上尾市いじめ問題調査委員は、①弁護士 ②医師（精神科） ③心理・福祉等に関し、専門的知識を有する者 ④識見を有する者として、前中学校長 ⑤その他教育委員会が必要と認めるものの5名である。事務局として、上尾市教育委員会学校教育部指導課長、指導課指導主事、上尾市教育センター 指導主事の3名が担当する。

3 調査時期・期間

本調査については、令和4年10月26日（水）に上尾市立■■■■学校から上尾市いじめ問題調査委員会に調査主体を移し、同日より、調査に向けての準備・検討を開始した。

調査については、本件に係る関係者からの聴き取りを令和4年12月中に実施する。ただし、調査状況によっては、期間が延長する場合がある。

なお、主な予定を以下に示す。

	実施予定日時	内 容
1	令和4年10月26日（水）	上尾市立■■■■学校から上尾市いじめ問題調査委員会に調査主体を移す。
2	令和4年11月7日（月） 午前10時00分から 午前11時30分まで	○第2回上尾市いじめ問題調査委員会 ・いじめ重大事態に係る情報共有 ・今後の調査等について
3	令和4年11月30日（水） 午後5時30分から 午後7時00分まで	○第3回上尾市いじめ問題調査委員会 ・調査内容について ・今後の調査日程について
4	原則、令和4年12月中 に実施	関係者からの聴き取り調査等 （被害■■■■、被害■■■■保護者、加害■■■■、加害■■■■保護者、上尾市立■■■■学校関係職員、上尾市教育委員会学校教育部指導課関係者）
5	必要に応じて、 令和5年1月中に実施	関係者からの聴き取り調査等 （被害■■■■、被害■■■■保護者、加害■■■■、加害■■■■保護者、上尾市立■■■■学校関係職員、上尾市教育委員会学校教育部指導課関係者）
6	令和5年1月中旬まで	調査結果の分析・精査
7	令和5年1月下旬実施 予定	○第4回上尾市いじめ問題調査委員会 ・調査結果報告 ・追加調査についての検討
8	令和5年1月下旬から 令和5年2月中旬まで	必要に応じ、追加調査の実施
9	令和5年2月中旬実施	○第5回上尾市いじめ問題調査委員会